平成２７年（フ）第６１１号
埼玉県戸田市笹目５丁目33番地の３　クレセントＡ－101号室
債務者　佐々木真代
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６１９号
埼玉県上尾市大字原市965番地21
債務者　柴田千惠子
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２３６号
埼玉県春日部市藤塚2377番地12　ＹＳサンライズ藤塚102号
債務者　高妻　俊文
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２５５号
埼玉県越谷市蒲生西町２丁目15番地６　アクシーズグランデ越谷南402、旧住所埼玉県越谷市赤山町５丁目６番１号　エシール越谷207号
債務者　梶原寿美子
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２６２号
埼玉県越谷市大字南荻島4033番地
債務者　増元ゆかり
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３４３号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地４街区34棟303号
債務者　加茂　孝文
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２０号
千葉県香取市長岡542番地７
債務者　田邉　　稔
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで千葉地方裁判所佐原支部

平成２７年（フ）第１８４号
川崎市川崎区日進町１番地　サンスクエア川崎１－906
債務者　宮嵜　紀子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１８５号
川崎市宮前区東有馬５丁目20番19－406号　市営住宅、申立時の住所川崎市宮前区東有馬２丁目９番26号
債務者　中澤　昌行
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２０６号
川崎市宮前区宮前平１丁目６番地14　ハーバー宮前
債務者　増田　靖夫
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２１０号
川崎市中原区今井西町85番地１　武蔵小杉ハイツ511
債務者　吉岡由美子（旧姓高鳥）
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２１５号
川崎市宮前区有馬４丁目16番２号　フェリース鷺沼204
債務者　大竹　佳奈（旧姓筑井）
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２３１号
川崎市幸区小向仲野町14番２－405号　小向ハイツ
債務者　川崎　茂子
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２５７号
川崎市宮前区野川4042番地１　鷺沼ガーデン102　605
債務者　平山　聡子
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２８３号
川崎市幸区塚越２丁目152番地22　コーポラスＡ201、前住所川崎市幸区塚越４丁目345番地３　セントラルコーポ611
債務者　榎本　和雄
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２８４号
川崎市幸区塚越２丁目152番地22　コーポラスＡ201、前住所川崎市幸区塚越４丁目345番地３　セントラルコーポ611
債務者　榎本　實鈴
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２９２号
川崎市高津区久末1778番地１　529
債務者　小倉　永嗣
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係